

## I※ ライフル銃の所持に関する適格証明

### ライフル銃の所持に関する適格証明書発行基準要綱

適格証明は、日本ライフル射撃協会独自の制度であるが、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の二第3項第一号の推薦と同時に申請できるようにしていることから、【I-ライフル銃の技能講習の免除に関する推薦基準要綱】も参照ください。

#### 1. 趣旨

現在の競技用ライフル銃の所持に係る推薦制度（昭和46年より開始）は、一度推薦を得た場合には取消処置が行われない限り、推薦の有効状態が続くこととなっている。しかしながら、許可銃による重大事件や事故の発生を契機として、推薦により所持したライフル銃の使用と所持状況について定期的に把握することが求められることとなり、ライフル射撃競技者適格証明書制度を平成21年度より導入することとなった。

この要綱は、ライフル射撃競技者適格証明書の発行に必要な基準等を定めるものである。

#### 2. 適格証明の対象となる者及びライフル銃

（財）日本体育協会及び（財）日本体育協会の加盟地方団体の推薦によって競技用ライフル銃を所持している当協会の会員を対象とする。なお、平成18年6月30日以前に当協会の推薦手続きによって競技用ライフル銃を所持し、現在は当該ライフル銃の所持目的を狩猟、バイアスロン競技、ランニングターゲット競技に変更している者については、対象外とする。

#### 3. 証明書発行の基準

次の各号に該当する者で、日本ライフル射撃協会が適当であると認めた者について行なうものとする。

- ①日本ライフル射撃協会の会員（正会員、普通会员）であること。
- ②日本ライフル射撃協会あるいは日本ライフル射撃協会の加盟団体主催の競技会へ銃種（大口径または小口径）ごとに1年間で2回以上の参加実績があること。また、同一銃種のライフル銃を複数所持している場合にあっても、1年間で2回以上の参加実績があること。
- ③異なる銃種を所持している場合は、銃種ごとに前項の参加実績を満たすこと。
- ④審判、役員として競技会に参加した場合は、年間で1回に限り参加実績として認める。  
異なる銃種を所持している場合には、いずれかの銃種で1回のみ参加実績として算入することができる。
- ⑤誓約事項を遵守し得ると認められる者

#### 4. 証明書発行の手続き

- （1）証明書の交付を受けようとする者は、「ライフル銃の技能講習の免除に関する推薦申請書兼ライフル射撃競技者適格証明申請書」（様式第1号）2通に所定の事項を記載し、都道府

県ライフル射撃協会等の日本ライフル射撃協会の加盟団体(以下「加盟団体」という)に提出するものとする。

- (2) 加盟団体は、申請書を提出した者について、ライフル射撃競技者適格証明書発行基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、その者についての「ライフル銃の技能講習免除推薦依頼書兼ライフル射撃競技者適格証明発行依頼書」(様式第2号)1通を作成し、申請書1通とともに、日本ライフル射撃協会あてに提出するものとする。
- (3) 日本ライフル射撃協会は、推薦委員会で審査のうえ、申請者が適格証明書発行基準に適合すると認定した場合は、その者について証明書(様式第3号)正本1通および写し1通を作成し、正を申請者に送付し、写しを加盟団体に送付するものとする。
- (4) 証明書は異なる銃種を所持している場合にあっても1人につき1枚とし、その有効期間は1年とする。

## 5. 証明の取り消し

適格証明書の交付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、日本ライフル射撃協会は適格証明書を取り消すものとする。

- ① 日本ライフル射撃協会の会員でなくなったとき
- ② 誓約事項に違反したとき
- ③ 正当な理由なく、日本体育協会または日本ライフル射撃協会が主催して行なう運動競技会のライフル射撃競技会(加盟団体の競技会を含む)に年2回以上参加しなかったとき
- ④ その他、日本ライフル射撃協会の会員としてふさわしくない行為があったとき

## 6. 取り消しの手続き

- (1) 日本ライフル射撃協会の理事または加盟団体は、適格証明書の交付を受けている者が、取り消しの基準に該当するにいたったと認めるときは、適格証明取消上申書(様式第4号)1通を作成し、日本ライフル射撃協会に送付するものとする。
- (2) 適格証明取消上申書を受けた日本ライフル射撃協会は、その者について理事会で審査のうえ、取り消しの基準に該当すると認めたときは、適格証明取消書(様式第5号)1通を被取消者に交付するとともに適格証明取消通知書(様式第6号)1通を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会ならびにその写しを適格証明発行依頼書を発行した加盟団体に送付するものとする。

## 7. 経過措置

- (1) 本制度は、平成21年4月1日から開始され、4月1日より加盟団体および日ラによる審査をへた後に、日ラから証明書が発行される。ただし、ライフル銃の更新申請を行うにあたり、住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して本証明書の添付を行うのは、平成21年10月1日以降に更新日(誕生日)を迎える会員からとなる。
- (2) 証明書の発行基準に定める競技会参加記録については、制度の開始初年度(平成21年度)については過去1年間とし、次年度(平成22年度)については過去2年間を対象とする。

附則

1. この要綱は、平成20年8月30日制定。
2. この要綱は、平成21年4月1日から施行する。